

～ 40歳以上65歳未満の組合員のみなさまへ～

令和7年4月分から 介護掛金率が変わります

介護掛金率の見直しについて

40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者である組合員の方は、介護保険制度を支えるため、保険料（以下「介護掛金」といいます。）を負担していただいております。

共済組合では、組合員の皆さまから納めていただいた介護掛金を、事業主である道府県の負担金と併せて社会保険診療報酬支払基金に納付しておりますが、令和7年度における当共済組合の納付金額に基づき介護掛金率を算定した結果、令和7年4月分以降の掛金率は、下表のとおりとなりました。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。

■ 令和7年4月分以降の介護掛金率

（単位：‰（千分率））

区 分		令和7年度	令和6年度	引下げ幅
一般組合員 短期組合員 知事組合員 船員一般組合員 船員短期組合員	標準報酬の月額 標準期末手当等の額	8.09	8.33	0.24
任意継続組合員	標準報酬の月額	16.18	16.66	0.48

※ 道府県が負担する負担金率についても、同様の引下げ幅です。

■ 今回の引下げによる掛金減少額（例）

標準報酬の月額が50万円である方の場合は、介護掛金が月額4,045円となり、令和6年度と比べて月額120円減少することとなります。



ぜひ、一度使ってみませんか？
マイナンバーカードの保険証利用



地方職員共済組合